

INDEX

◆ 所長からのメッセージ ◆
新春を迎えるにあたって

◆ TOPICS ◆

・「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について他

◆ 相談員の窓 ◆
喫煙対策について

◆ 研修・セミナーのご案内(1月・2月)◆

◆◇+.....+◇◆
◆ 所長からのメッセージ ◆

新春を迎えるにあたって

大分産業保健推進センター 所長 三角 順一

皆様には健やかな初春をお迎えのこととお喜びを申し上げます。

昨年、平成23年は、我が国の歴史始まって以来の未曾有の天災と人災に見舞われた記憶に残る年となりました。あれから丁度今日、1月5日は、300日目に当たります。

多くの人々の努力と叡智により、緩やかではありますが、着実に再建が進みつつあることは、喜ばしい限りです。しかし、一方で、住宅の損壊・流失及び福島第一原子力発電所の爆発事故後の放射線被爆等からの避難者数は、警察庁の発表によれば、昨年12月20日現在、334,786人で、行方不明者も3,475人に上っている事実を忘れてはなりません。

さて、東日本大震災は、私たちに何を語りかけているのでしょうか？

地球は、或いは自然は、基本的には私たち人間とは係わりなく、脈々とその法則に従って営みが続けています。人間の力が及ばないことも少なくありません。しかし、一方で私たち人類が、長い歴史の中で自然から教えられ、また、自然から学び取ってきた貴重な教訓もあります。

この凡そ50年間に、科学文明は、著しく発達し、凄まじいスピードで技術革新がなされ、私たちの生活は、信じがたいほど短期間に大きな変化を遂げました。そのような中で、私たちは、自然の脅威を忘れ、自分中心の安楽な生活が、当たり前であるかのように錯覚をさせられて、今日に至っています。

我が国のみならず、アメリカ、ヨーロッパ及び中東に見られる世界の動きも、全てが、もう一度日々の暮らしの有り様を見直すことを求めているように感じられます。

今、私たちに何が求められているのか、
思いつくままに列挙してみますと:

第一は、エネルギーの消費とエネルギー生産の問題。クリーンで安全なエネルギーの安定的確保が、求められている。

第二は、食糧の供給と消費の問題。「もったいない」精神の再認識と食糧自給の増加をどう確保するか。

第三は、絆をどう築くか、自立と支援の問題(自殺の増加、超高齢社会及び大災害への備え)。

第四は、人口の問題(人口の高齢化、労働力人口の減少、若者の結婚・出生率の増大)。

第五は、国際理解、国際協力及び国際標準の確立と語学力の問題。

第六は、法令遵守と規律・規則の適応の問題(大企業リーダー、公務員や教員の不祥事をめぐる問題)。

第七は、社会道徳及び人間力育成の問題。

第八は、新型インフルエンザの問題。

第九は、東海、東南海及び南海地震への備えの問題。

第十は、生活の質の確保と未来展望の保障等。

以上、新年に当たり、私たち日本民族の当面する課題及び将来展望について列挙してみました。何かの機会に議論の対象にして頂ければ幸いに存じます。

本年も、小生三角順一、副所長日小田浩成、課長齋藤康之、課員岩崎泰三、事務員三浦紋子及び半田聡美、共々力を合わせて業務遂行のため、頑張っていきたいと決意を新たにしているところでございます。

本年も、昨年同様、当センターへのご理解ご支援賜りますよう宜しくお願い致します。

年頭にあたり、皆様の益々のご発展とご活躍を心よりお祈り申し上げます。

◆◇+.....+◇◆

◆ TOPICS ◆

・「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について～屋外で金属をアーク溶接する作業等が呼吸用保護具の使用の対象になります～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170253>

・平成23年度「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」報告書の公表～リスク評価結果を踏まえ、インジウムなど3種類を規制対象とし、製造・使用者に健康障害防止措置を義務付け～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170675>

・平成22年度石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)及び訂正について

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=169693>

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170739>

・平成22年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表及び訂正について

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=169695>

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170741>

・労働政策審議会建議「有期労働契約の在り方について」

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170791>

・心理的負荷による精神障害の労災認定基準を策定～うつ病など精神障害の認定基準が分かりやすくなります～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170801>

・「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について～放射化物品を取り扱う業務に労働安全衛生法等の規制がかかります。石綿の製造等禁止に係る適用除外製品がなくなります～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yxeg.html>

・「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の労働政策審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について～機械の危険情報、化学物質の危険有害性情報の提供を促進します～

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001yx87.html>

・「職場におけるリスクに基づく合理的な化学物質管理の促進のための検討会」の報告書を公表～現場の実態に応じたさまざまな化学物質管理方法を認めることを提言～

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=170917>

◆◇+.....+◇◆

◆ 相談員の窓 ◆

喫煙対策について

基幹相談員 田口 信康

(大分労働衛生管理センター環境測定部 副部長)

平成8年に旧労働省が「職場における喫煙対策ガイドライン」を公表いたしました。これは喫煙箇所と非喫煙箇所を分ける空間分煙を推奨しており、その結果、取組み割合は平成8年の37.3%から平成15年では67.6%と一定の成果が得られました。このような状況下、平成15年5月には事業場のみならず多数の人が利用する施設における受動喫煙の防止を目的に「健康増進法」が施行され、受動喫煙防止対策が努力義務化されました。これを受け、同じく5月に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(新ガイドライン)が新たに公表され、取組み方法が一層具体的に示されました。

特に新たな事項は、次の3つで①非喫煙場所にタバコの煙が漏れない喫煙場所の設置の推奨、②タバコの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式を推奨、③喫煙室等に向かう風速を0.2m/秒以上にするということです。

ここに、喫煙室の一例を示します。

職場の空気環境は、喫煙室・非喫煙場所、喫煙室と非喫煙場所の境界で粉じん濃度が0.15mg/m³以下、一酸化炭素濃度が10ppm以下、喫煙室と非喫煙場所の境界で喫煙室へ向かう風速が0.2m/秒となっています。これらの測定を定期的実施する



